

第10回大島町地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年6月20日（金）13:30～

議事次第

1 開会

2 議事

- （1）大島町における地域公共交通に関する取組経過について
- （2）大島町の地域公共交通を取り巻く現況について
- （3）協議会設置要綱の一部改正について
- （4）運賃協議分化会の開催について
- （5）超小型モビリティの試乗運行について
- （6）地域公共交通確保維持改善事業の申請について
- （7）実証実験での取組内容について

3 その他

4 閉会

地域公共交通計画策定に至る 検討経過について

令和7年6月20日(金)

大島町地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画とは

- 地域の**持続可能な**移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者や住民等の関係者と協議しながら作成する計画
- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割。
- 「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成。
- 根拠法：地域交通法(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)

大島町地域公共交通活性化協議会とは

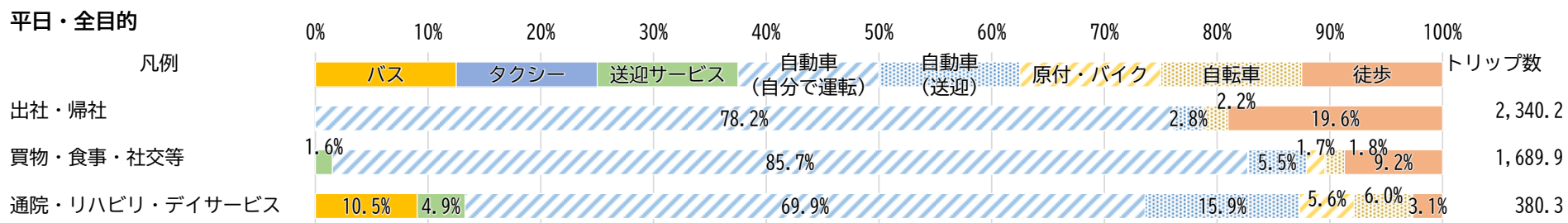
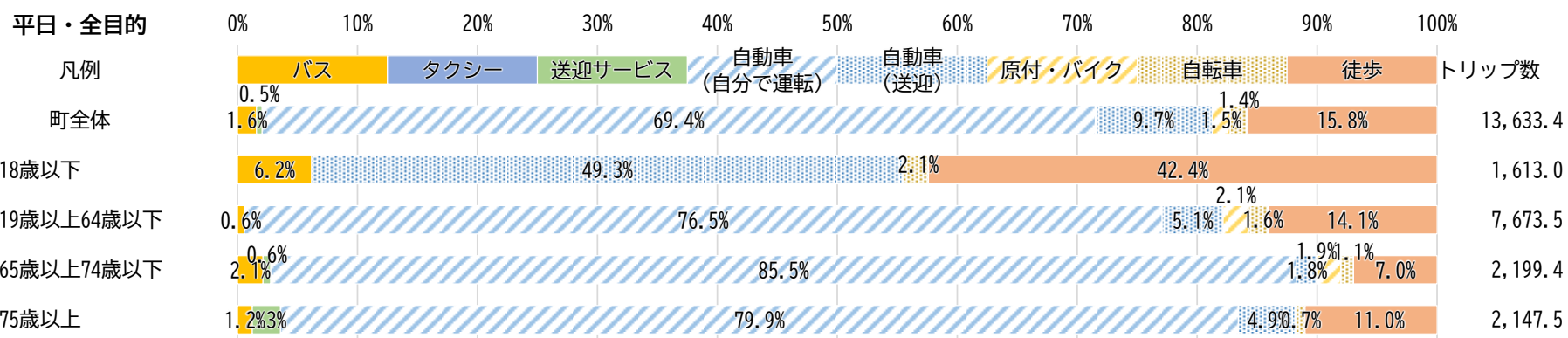
- 道路運送法及び地域交通法にもとづき位置付けられる
会議体(法定協議会)
- 地域公共交通計画の作成・変更及び実施に関し必要な
協議を実施
例えば・・・
 - 地域公共交通の将来像について
 - 地域公共交通の運行について
 - 地域公共交通の利用促進について
- 委員は参加応諾義務あり
- 協議結果は参加者の尊重義務あり
- 協議会主体で事業実施可

大島町における検討経過

- 令和4年度：計画策定に係る基礎調査を実施
 - 町民アンケート調査の実施
 - 事業者ヒアリングの実施
 - 中学生ワークショップ、移住者ワークショップの実施
 - 路線バス乗降記録調査の実施
 - 令和5年度：計画策定に係る各種検討を実施
 - 基本方針や目標、評価指標の検討
 - 施策・事業の検討
- ⇒ 令和5年度は計3回の法定協議会で議論

交通を取り巻く状況

- ・移動に占める自家用車分担率は約8割
- ・18歳以下も約5割は「**送迎**」で移動
- ・路線バスの分担率は約2%

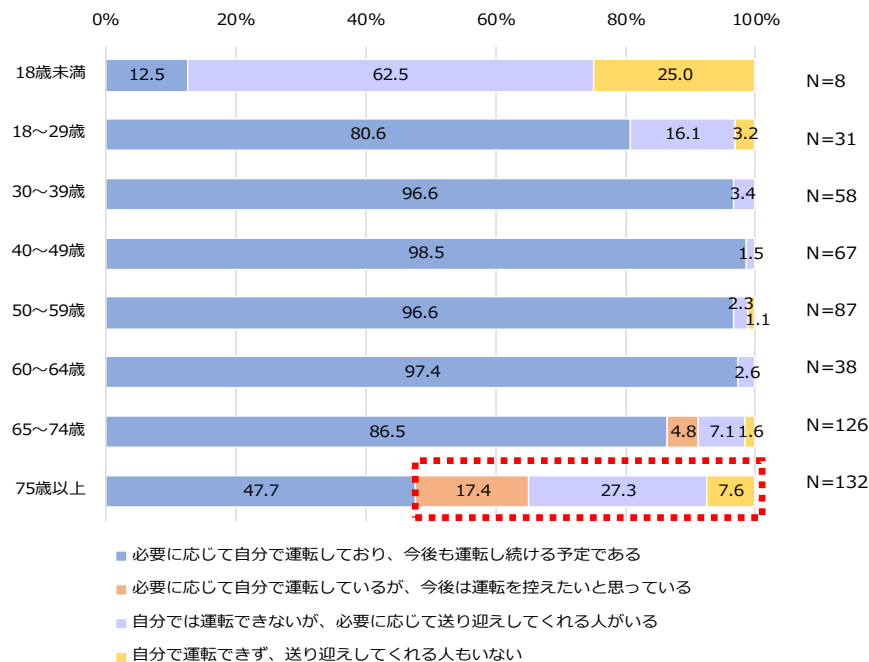


資料：ミニパーソントリップ調査(令和5年実施)

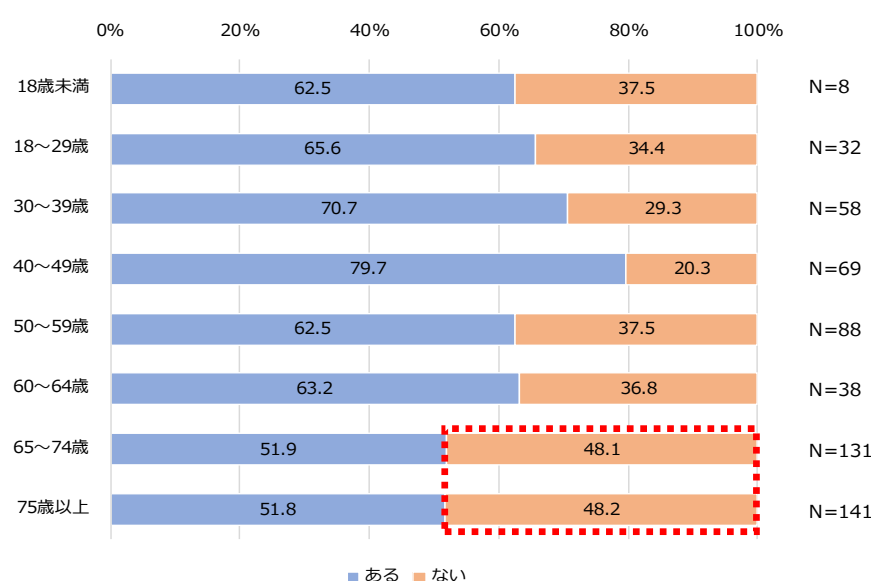
交通を取り巻く状況

- ・高齢者では、運転を控えたいという意向
- ・運転できない高齢者や、運転できず送迎してくれる人もいない高齢者が75歳以上で高い割合
- ・65歳以上で、**代替手段がないと回答する割合が5割**

移動の現状や見通し



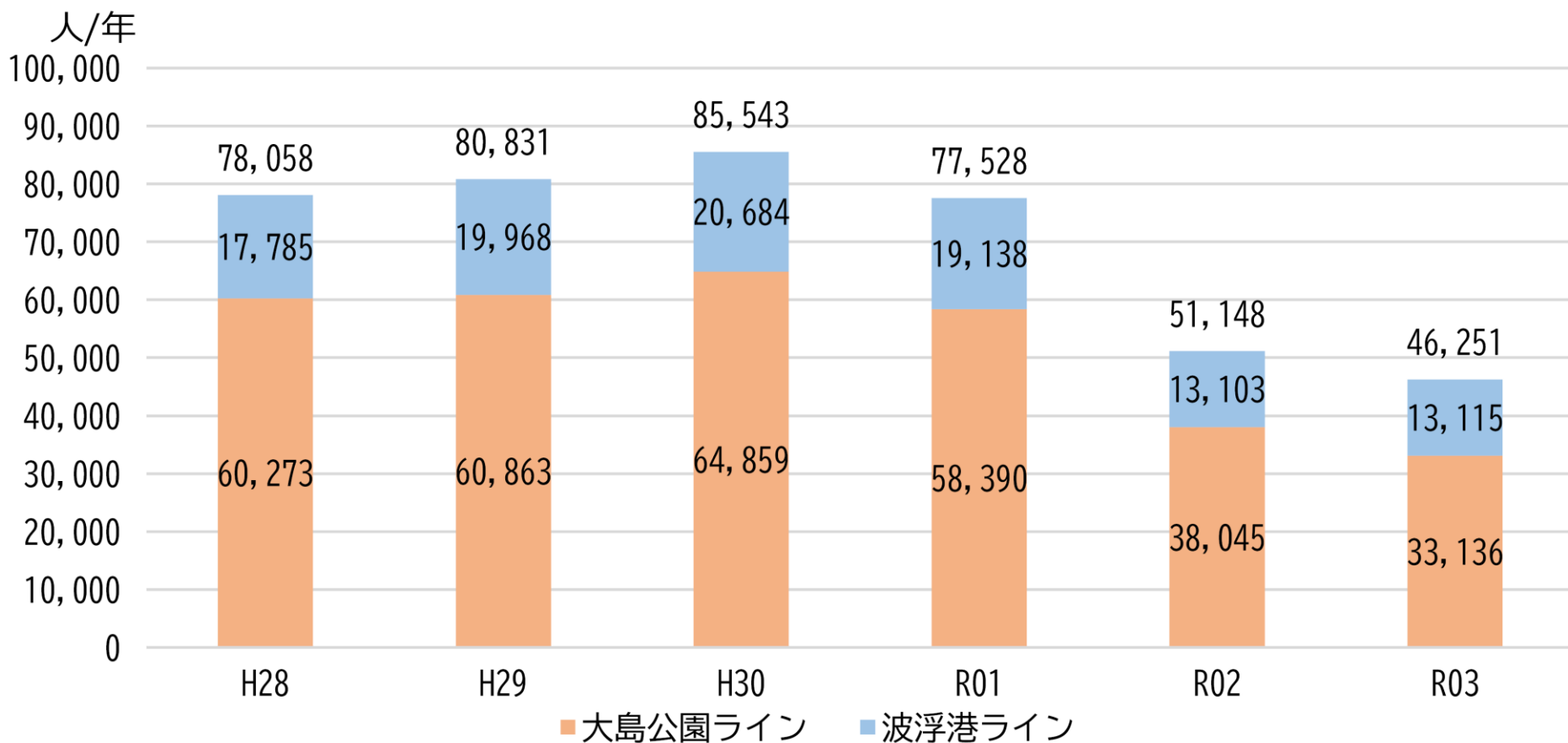
公共交通以外の代替手段



資料：町民アンケート調査(令和4年実施)

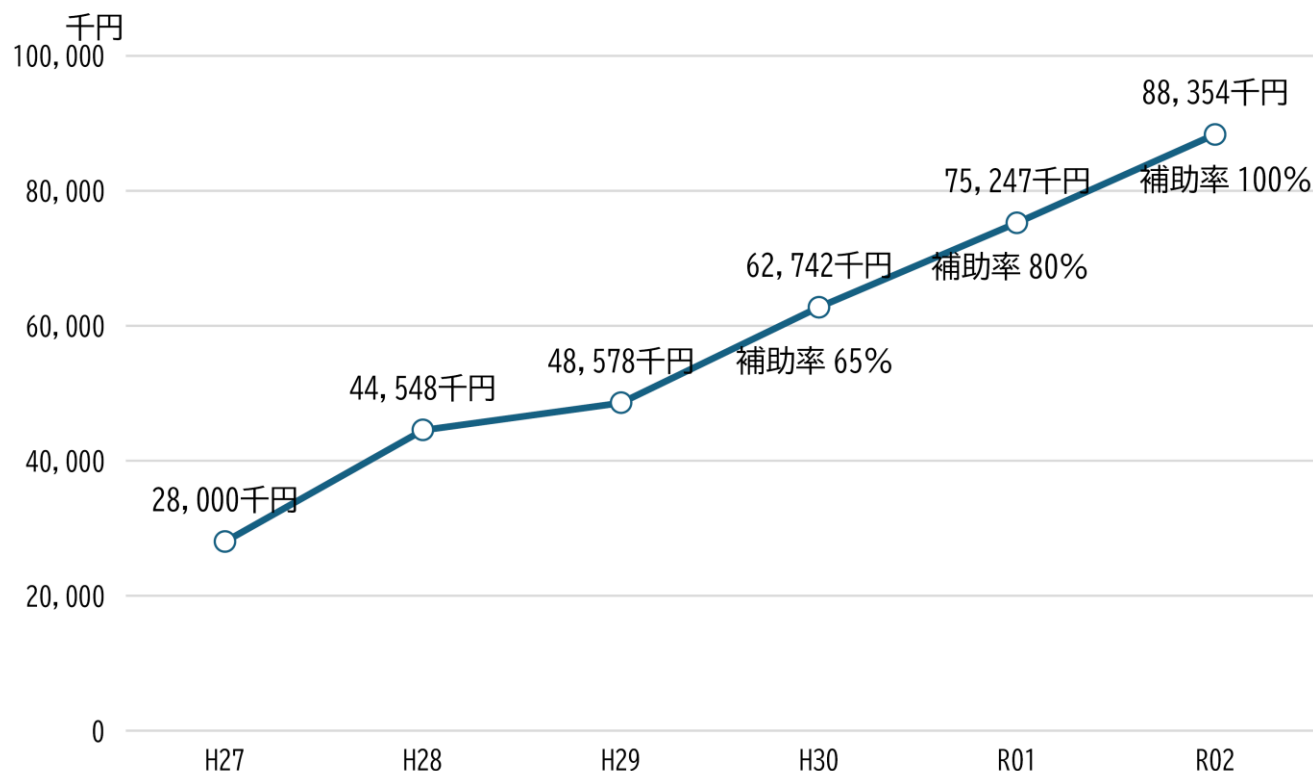
交通を取り巻く状況

- ・路線バス利用者数は減少



交通を取り巻く状況

- 生活路線の維持のために、大島町から大島バスに対して補助を実施⇒令和2年は8,800万円



※大島公園ライン、波浮港ラインの2路線について、下記計算式より算出

$$(\text{町補助基準額}) = (\text{年間実績経費}) - (\text{対象経費収入額})$$

※補助額については、町補助基準額に年ごとに協議で決定した補助率を乗じて算出

大島町の地域公共交通を取り巻く環境

課題1 観光繁忙期と観光閑散期での移動需要の変動への対応が必要

- 観光繁忙期の多客状況に対応できるサービスが必要
- 観光閑散期の非効率な輸送状況を改善する必要

課題2 日常の需要に対応した使いやすい移動サービスが必要

- 島外連絡交通（航空機、船舶）や町内移動に対応したダイヤ調整が必要
- 通院や買い物などの日常利用ニーズにあった運行ネットワークが必要
- 町内の移動に関する取組みの整理が必要

課題3 来島者も利用しやすい交通環境整備が必要

- 不足する移動手段への対応が必要
- 観光来訪における移動需要への対応が必要
- 移動サービスにおけるキャッシュレス決済等への対応が必要
- 町内の移動手段に関する来島者への情報提供が必要

課題4 自動車以外の交通手段の利用促進が必要

- 免許返納者の公共交通による移動手段の確保が必要
- 町民のライフスタイル・移動実態にあった移動サービスが必要
- 公共交通の利用促進に向けた町民の意識の醸成が必要

大島町地域公共交通計画の全体像

課題1 観光繁忙期と観光閑散期での移動需要の変動への対応が必要

- 観光繁忙期の多客状況に対応できるサービスが必要
- 観光閑散期の非効率な輸送状況を改善する必要

課題2 日常の需要に対応した使いやすい移動サービスが必要

- 島外連絡交通（航空機、船舶）や町内移動に対応したダイヤ調整が必要
- 通院や買い物などの日常利用ニーズにあった運行ネットワークが必要
- 町内の移動に関する取組みの整理が必要

課題3 来島者も利用しやすい交通環境整備が必要

- 不足する移動手段への対応が必要
- 観光来訪における移動需要への対応が必要
- 移動サービスにおけるキャッシュレス決済等への対応が必要
- 町内の移動手段に関する来島者への情報提供が必要

課題4 自動車以外の交通手段の利用促進が必要

- 免許返納者の公共交通による移動手段の確保が必要
- 町民のライフスタイル・移動実態にあった移動サービスが必要
- 公共交通の利用促進に向けた町民の意識の醸成が必要

柱1 広域ネットワークを担う交通サービスの維持・確保

- 住みやすい快適なまちづくりに資する広域ネットワークの維持・確保
- 若者がUターンしやすい環境の一環としてのネットワーク

柱2 町民の生活や観光需要に対応したフィーダー交通の再編

- 安心して暮らせる環境を作るためのフィーダー交通の再編
- 観光需要に対応した移動手段の確保

柱3 誰にでも分かりやすく使いやすい交通サービスの確立

- 分かりやすい情報提供
- 利用しやすい交通サービスの提供

柱4 自動車以外の交通手段も利用する新しいライフスタイルやツーリズムの推進

- 自動車にばかり頼らないライフスタイルの推進
- レンタカー以外を活用したツーリズムの推進

1. 移動需要に合わせた町内の交通ネットワーク再編

【重点】①通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編 ★

【重点】②バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保 ★

2. ラストワンマイルの移動手段の確保

① まちづくりと交通ネットワークの連携強化

3. 生活や観光行動に対応した新たなモビリティの検討

- 生活ニーズに対応した移動手段の提供
- 主要な観光施設を周遊する観光モビリティの導入 ★
- コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討

4. 福祉輸送等の確保

- 福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善
- 支え合い交通の持続可能な体制の確保に向けた自家用有償運送等の検討
- 公共交通等の利用を促すチケット等の配布

5. 誰もが利用しやすい交通サービスの導入・推進

- キャッシュレス対応サービスの導入・推進
- 経路検索サービスでの情報提供サービスの導入・推進
- バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した車両の導入・推進

6. モビリティ・マネジメント実施

- 公共交通案内の充実
- バスの乗り方教室の実施
- 公共交通の利用促進につながる取組みの実施
- エコツーリズム等の推進

※★は非繁忙期・繁忙期を考慮した施策検討を想定

令和6年度の主な実施事業

施策	事業	具体の事業	中間報告
施策1	事業1-1 通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編	(1)登校時間帯の大島高校直通便の維持	・運行継続 ・フィーダー系統補助申請
		(2)下校時間帯の波浮港ライン直通便の新設	・ ダイヤ調整し運行 ⇒大島高校対象にアンケート実施
	事業1-2 バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保	(1)大島公園ライン・波浮港ライン沿線の移動手段確保に向けた段階的な路線再編	・部会において交通事業者間で協議 ・関東運輸局に法制度手続きを確認
		(2)元町港・岡田港間の運行便の維持	・運行継続 ・フィーダー系統補助申請
		(3)時季に応じた交通事業者の連携・協力によるネットワーク確保	・部会において交通事業者間で協議
施策2	事業2-1 まちづくりと交通ネットワークの連携強化	(1)バス停から離れた施設や地区への移動手段確保(超小型パーソナルモビリティ等)	-
		(2)交通ネットワークに対応した施設配置等の検討	-
施策3	事業3-1 生活ニーズに対応した移動手段の提供	(1)お買い物バスの運行	-
	事業3-2 主要な観光施設を周遊する観光モビリティの導入	(1)サンセットパームラインでの観光モビリティ導入	・事務局内で検討 ・観光協会にて電動キックボードを導入
	事業3-3 コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討	(1)コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討	・観光協会にて電動キックボードを導入

令和6年度の主な実施事業

施策	事業	具体の事業	中間報告
施策4	事業4-1 福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善	(1)福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善	・庁内で調整
	事業4-2 支え合い交通の持続可能な体制の確保に向けた自家用有償運送等の検討	(1)福祉有償運送や自家用有償旅客運送の実施	・社会福祉協議会と意見交換
	事業4-3 公共交通等の利用を促すチケット等の配布	(1)町民パスの導入	・事務局で検討
施策5	事業5-1 キャッシュレス対応サービスの導入・推進	(1)キャッシュレス対応サービスの導入・推進	・継続実施
	事業5-2 経路検索サービスでの情報提供サービスの導入・推進	(1)GTFS-JPの導入・推進	・継続実施
	事業5-3 バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設備の導入・推進	(1)バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設備の導入・推進	・部会において交通事業者と意見交換
施策6	事業6-1 公共交通案内の充実	(1)来島者向けの情報発信媒体の作成や情報提供	-
	事業6-2 バスの乗り方教室の実施	(1)学校等での乗り方教室の実施	・福祉まつりにあわせてバスの乗り方教室を実施
		(2)イベントでのバスの展示	・福祉まつりでバスを展示
	事業6-3 公共交通の利用促進につながる取組みの実施	(1)住民参画の取組みの検討・実施	・バスの乗り方手帳を配布
		(2)公共交通の利用促進につながるイベントの実施	・福祉まつりとの連携
	事業6-4 エコツーリズム等の推進	(1)エコツーリズムの企画・推進	-

《参考》バスの乗り方教室の実施



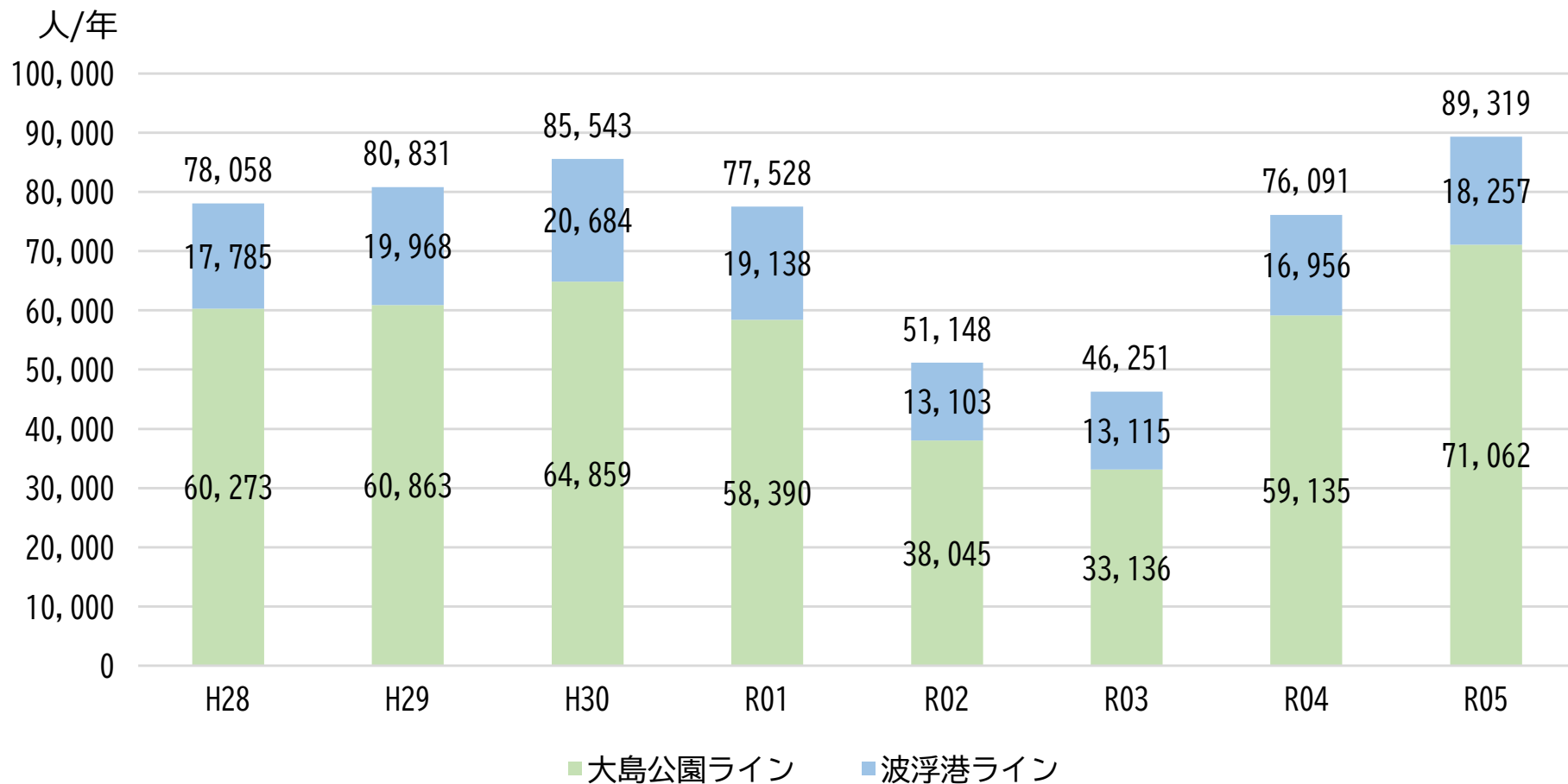
大島町の地域公共交通の 利用状況について

令和7年6月20日(金)

大島町地域公共交通活性化協議会

路線バスの利用者数

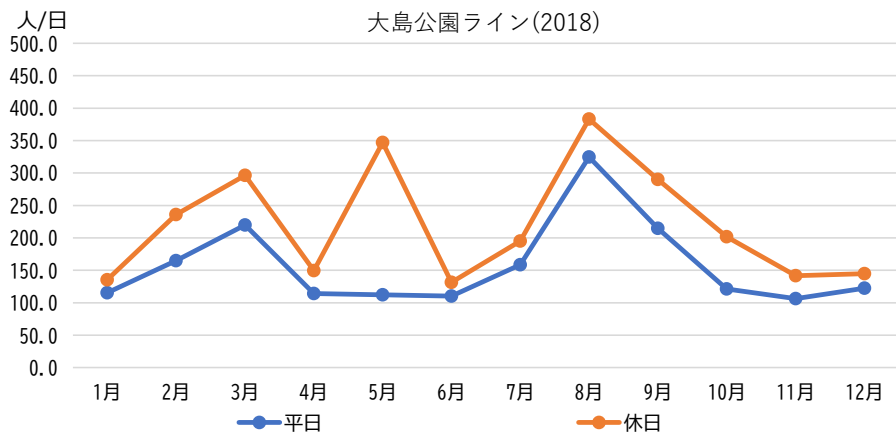
- ・利用者数は回復傾向



路線バスの利用者数

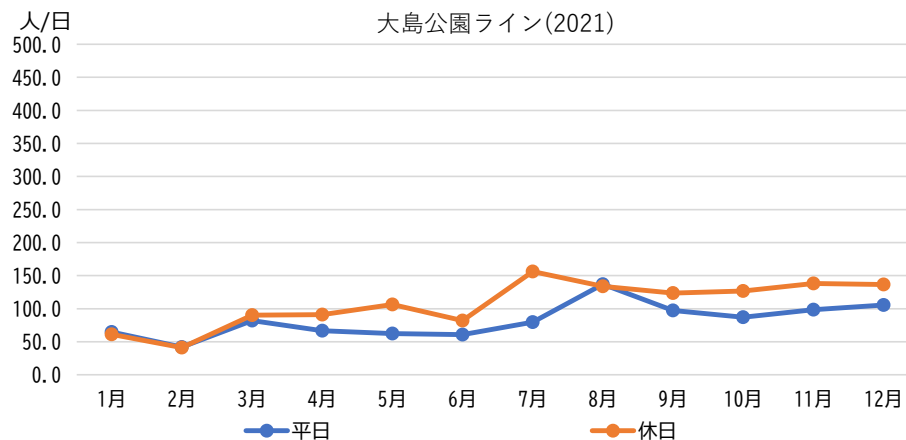
コロナ前

大島公園ライン(2018)



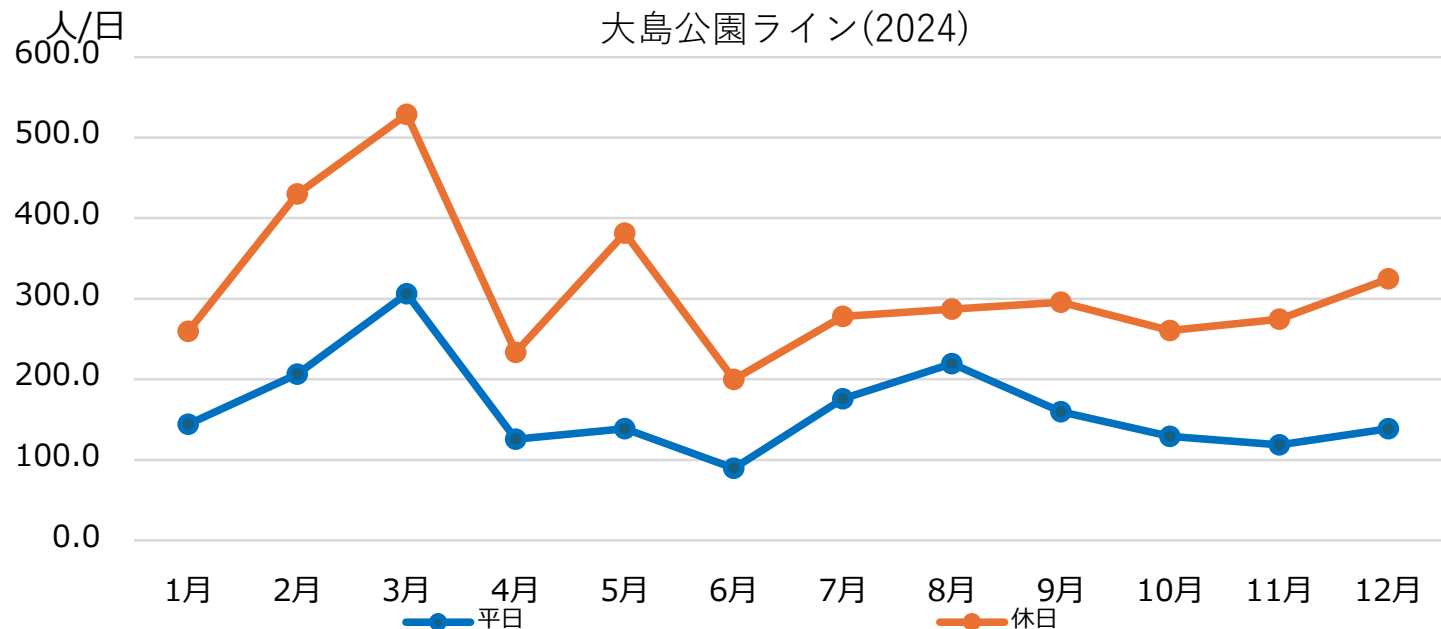
緊急事態宣言

大島公園ライン(2021)



令和6年

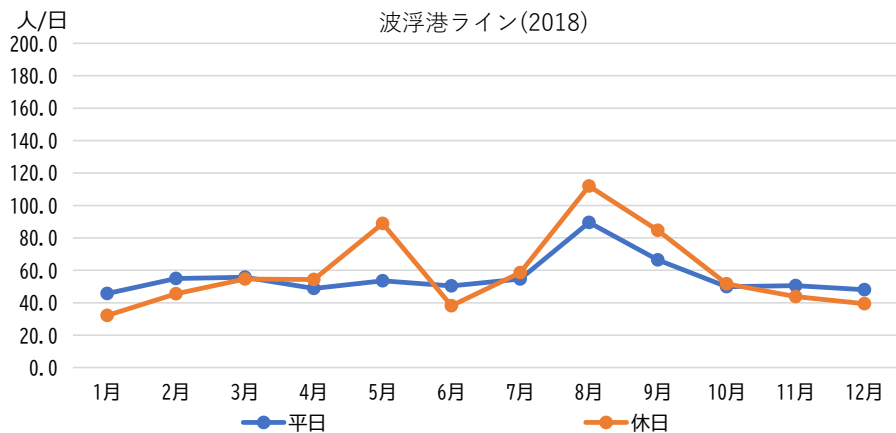
大島公園ライン(2024)



路線バスの利用者数

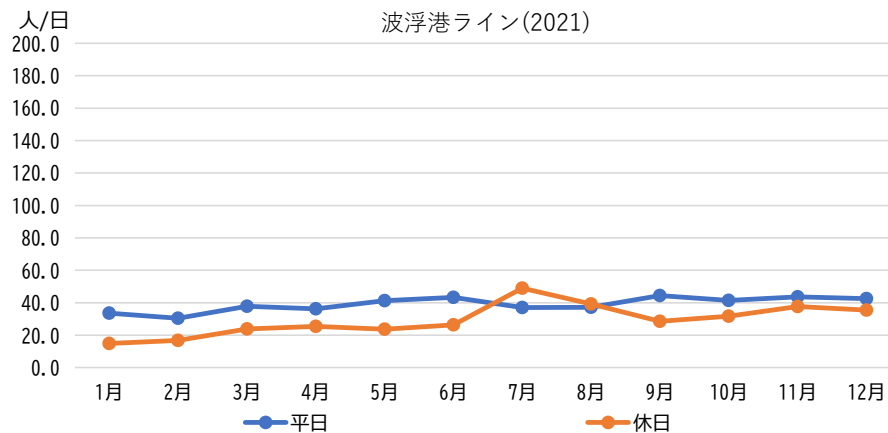
コロナ前

波浮港ライン(2018)



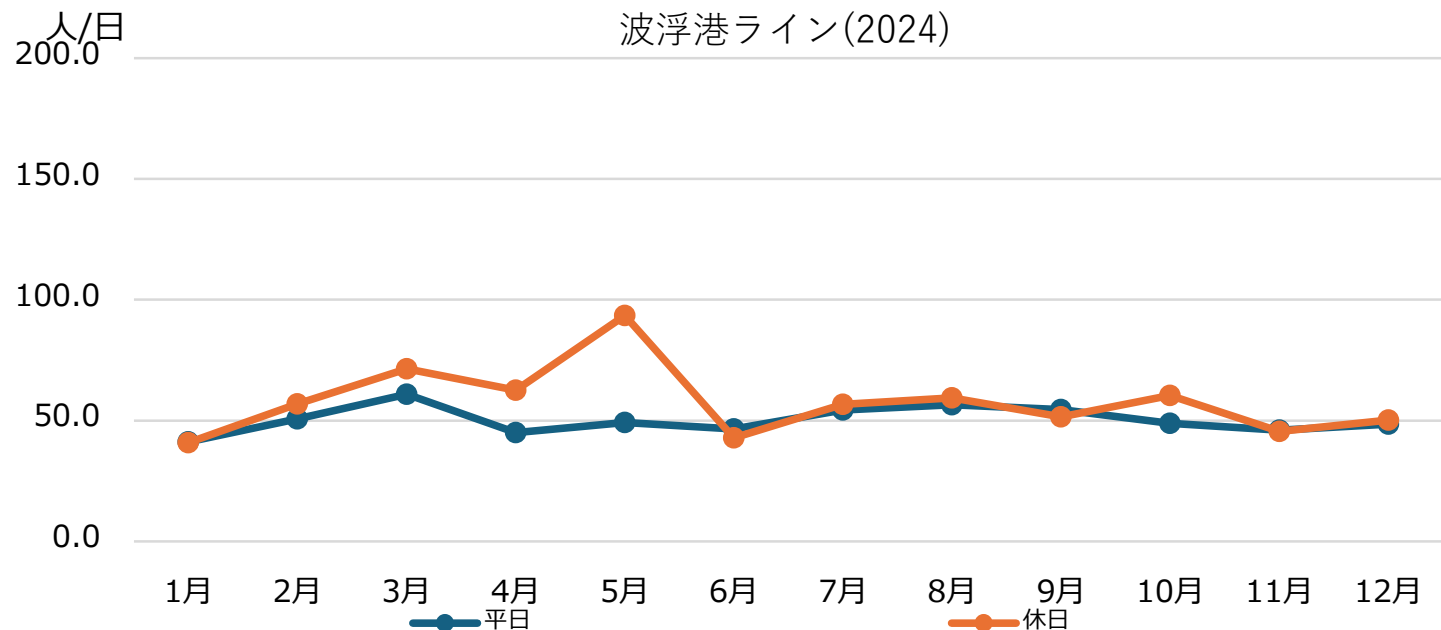
緊急事態宣言

波浮港ライン(2021)



令和6年

波浮港ライン(2024)



大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和 5 年 1 月 18 日
改正 令和 5 年 10 月 1 日
改正 令和 7 年 6 月 1 日
町 長 決 裁

(目的)

第 1 条 大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「道運法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、大島町内における需要に応じたバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は次の通りとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運用に関する事項
- (2) 地域旅客サービスの適正な運用方法の検討及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施及び連絡調整に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第 3 条 委員は次に掲げる者のうち、大島町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大島町副町長の職にある者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する職員
- (3) 活性化法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者及びその組織が指名する者
- (4) 住民団体その他関係団体の代表者
- (5) 警視庁大島警察署長又はその指名する職員
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 大島町職員
- (8) 国土交通省職員
- (9) 東京都職員
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、大島町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、次に掲げる事項ならびにやむを得ない事由により委員に欠員が生じた場合は補欠委員を置かなければならない。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

- 2 特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職のある期間とし、当該身分を失すると同時に委員を辞したものとみなす。また、後任者の任期については前項を適用する。

(協議会の組織)

第5条 協議会に、次に掲げる委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名

- 2 会長は、大島町副町長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代表する。
- 5 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席が無ければ開催できない。
- 3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合、その委員の指名するものをもってこれを充て、代理の者を出席させることができる。
- 4 協議会の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。
- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、協議会の議決があったものとする。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、すべての委員から賛否の意向の確認等を行うことを条件として、書面による決議を行うことができる。

- (1) 会議において、事前に委員から書面による決議の了承を得ているとき。
- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか会長が軽微な事実と認めるとき。
- 2 書面による決議は、回答した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。
- 3 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(運賃協議分科会)

第 8 条 協議会は、道運法第 9 条第 4 項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

- 2 分科会の委員は、第 3 条第 1 項各号に掲げる委員のうち、同項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 8 号に掲げるものからそれぞれ 1 名以上を選出するものとする。
- 3 分科会は会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長を務める。
- 4 分科会は、委員の全員が出席しなければ開催することができない。
- 5 分科会の委員が分科会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は会長を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については出席したものとみなす。
- 6 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 分科会は、非公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第 9 条 協議会において協議が調った事項について、協議会の委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務を処理するために協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は大島町政策推進課に置く。

(経費)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 予算及び決算は、協議会において決定する。
- 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 12 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

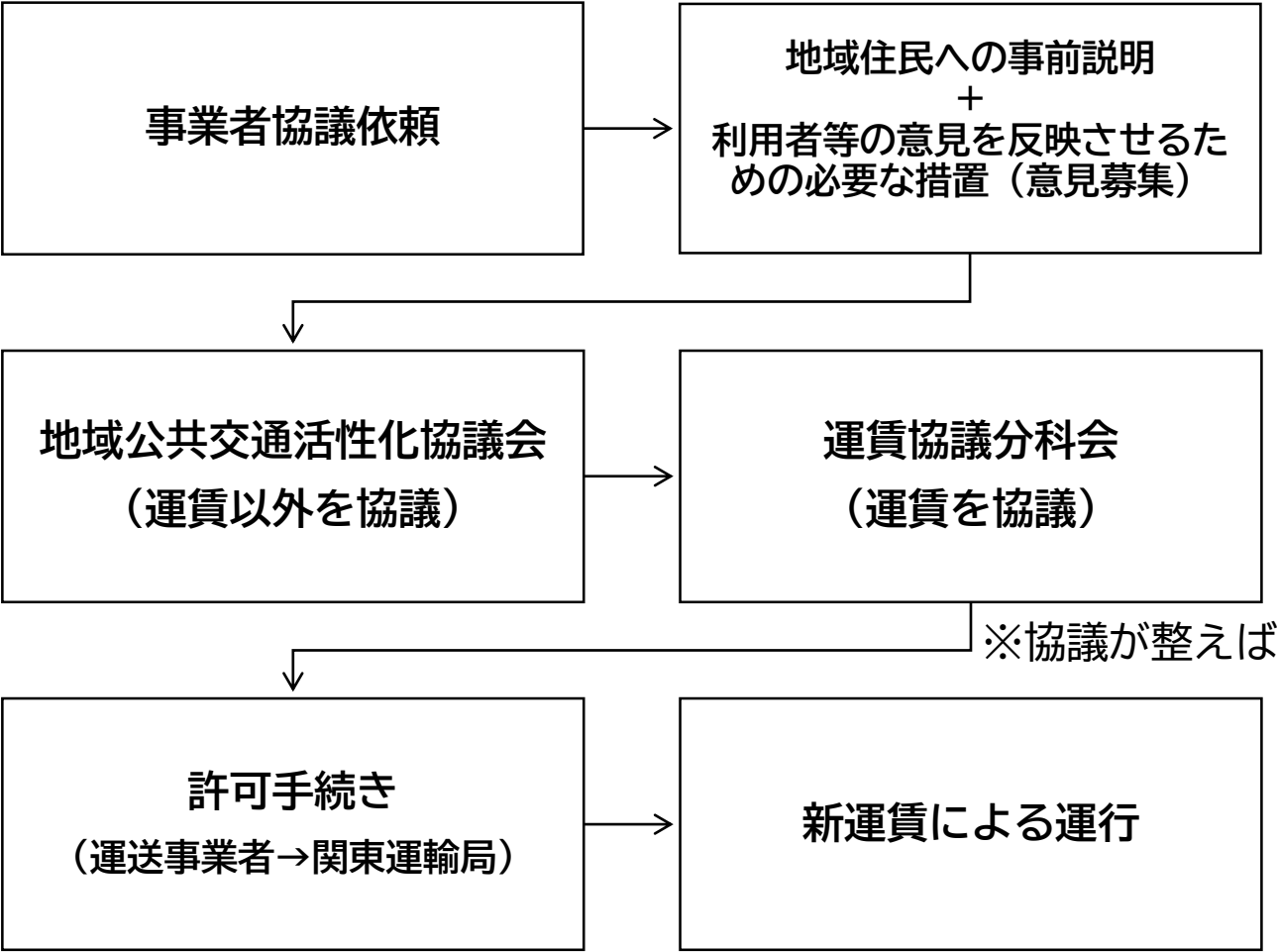
運賃協議分科会について

- 分科会の構成員
- 道路運送法（以下「法」）第9条第4項の各号で定める次の構成員により協議を行う

法第9条第4項の定義	構成員（設置要綱第8条2項）
一 市町村又は都道府県	副町長（第1号委員）
二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者（第2号委員）
三 地方運輸局長	運輸支局職員（第8号委員）
四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者	利用者代表委員（第6号委員）

- 分科会の招集
- 必要に応じて会長が招集する。（設置要綱第8条第3項）

- 運賃改定（決定）の流れ



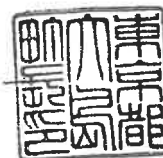


地方公共団体等了承証明書

7大水収第666号の2
令和7年5月12日

関東運輸局長 殿

大島町長 坂 上 長



当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることによって合意する場所において、超小型モビリティを実証試験運行の用に供することについて、了承したことを証明します。

記

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 申請者の氏名又は名称 | エイム株式会社 |
| 2 車名及び型式 | A I M E V M、不明 |
| 3 種別及び用途 | 軽自動車 乗用 |
| 4 車体の形状 | 箱型 |
| 5 合意する場所 | 東京都大島町 島内全域 |

(日本工業規格 A 列 4 番)

AIM EVM 久米島町試乗会 報告書

沖縄県総合事務局長殿

令和 7 年 5 月 9 日

エイム株式会社

1. はじめに

本試乗会は、AIM 株式会社が開発した超小型モビリティ「AIM EVM」の認定取得後、初の実走行イベントとして、沖縄県久米島町にて開催いたしました。

今回の実施にあたっては、島嶼地域における導入可能性を見据え、特に急勾配の登坂性能や幅員の狭い生活道路における運転適応性の確認を目的とし、住民の皆様にご試乗いただきました。

また、製品の改良・社会実装に向け、実際に乗車された方々からの率直なご意見を収集することも大きな目的としております。

当日は、事前教育や車両点検などの安全対策を講じたうえで、計画された走行ルートに従って運行を行い、試乗会を無事に終えることができました。本報告書では、その実施内容と結果を取りまとめ、今後の取り組みに活用する所存です。

2. 試乗会概要

- 開催日：令和 7 年 4 月 22 日、24 日（エイム関係者による試乗会前後試験走行）
4 月 23 日（試乗会本番）
- 試乗対象車両（車両名、車台番号 等）：
AIM EVM、LAM01E089RA000004、

3. 本番当日のコンディション



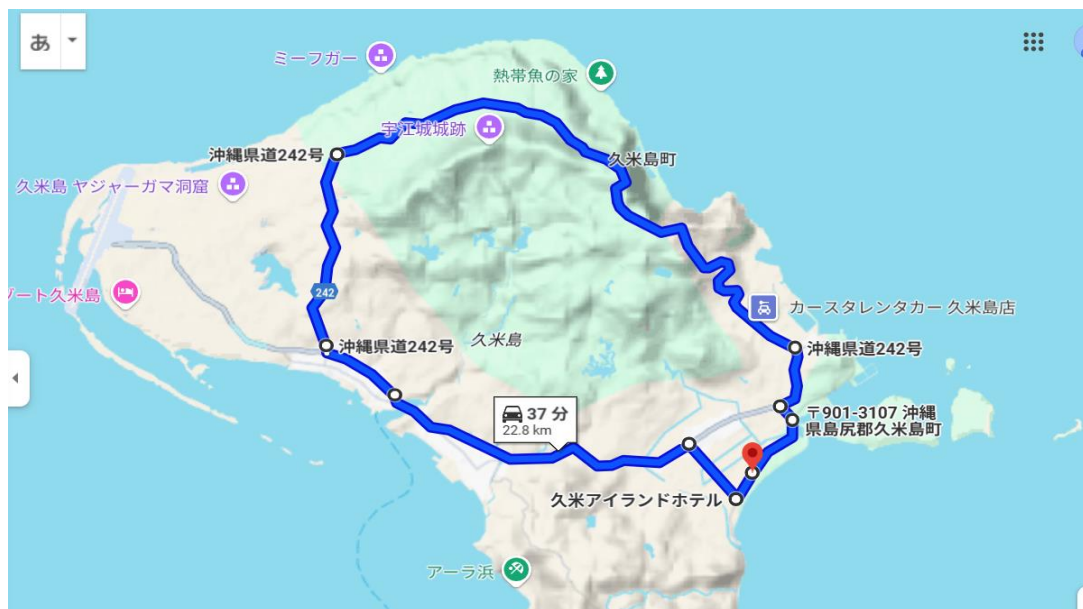
試乗会本番は、生憎の雨模様でしたが、悪条件にてテストした中でも走行は安定しており、良い結果をえられました。

4. 参加者情報

町長 副町長 町議会関係者様
役場各部課長様
役場職員 福祉協会関係者様
ホテル、レンタカー業者様
他 地元企業関係者様
銀行支店長様
青年団関係者様等 計 39 名

5. 試乗ルート

4 月 22 日、24 日 島一周ルート



前日及び本番後にエイム関係者により、島内一周ルートにて、実性能及び状態確認。
総走行距離 320km。

- ・ 先導車・積載車スタンバイの様子



- ・ 参加者免許証確認及び、誓約書記入依頼。(サンプル：桃原町長)

AIM EVM 試乗会誓約書

私は、エイム株式会社（以下「会社」といいます）が主催する AIM EVM 試乗会（以下「試乗会」といいます）に参加するにあたり、以下の事項について誓約いたします。

1. 安全運転

試乗会に参加するにあたり、私は車両の運転において、道路交通法および交通ルールを遵守し、安全運転を心掛けることを誓います。また、運転中は常に周囲の状況に十分注意を払い、車両の性能や特性を理解した上で運転を行うことを確認します。

2. 責任の範囲

試乗会の実施において、会社が提供する車両の使用に関し、私自身および同乗者の安全を確保するために必要な行動を取ることを誓います。万一、試乗中に発生した事故や損害については、私自身の責任において解決することに同意します。

3. 健康状態

私は試乗会に参加するにあたり、運転に支障をきたすような健康状態にないことを確認し、また、アルコールや薬物等の影響下で試乗を行わないことを誓います。

4. 免責事項

試乗会中の事故やその他の不測の事態に関して、会社はその責任を負わないことを理解し、同意します。また、試乗会に参加することによって発生するいかなる損害についても、会社に対して一切の責任を追及しないことを誓います。

5. 同意事項

私は上記の内容を理解し、試乗会に参加することが自己の責任であることを認識しています。また、試乗中に起こる可能性のあるリスクを十分に理解した上で、本誓約書に署名し、試乗会に参加することに同意します。

6. 個人情報の取り扱いについての同意

試乗会への参加に際して、私は会社が私の個人情報（氏名、住所、電話番号、免許証情報など）を収集・保存し、試乗会運営に関連する目的で利用することに同意します。特に、私の免許証のコピーは、試乗会における安全確認および法令遵守のために使用されることを理解しています。また、会社は、法的義務や試乗会運営上必要な場合を除き、私の個人情報を第三者に提供しないことを確認しています。私の個人情報の取り扱いに関して不明点がある場合には、会社の担当者にお問い合わせることができることも理解します。

署名欄

日付： 2025. 4. 23

署名： 桃原 希雄

- 事前教育の実施



- 走行前の点検実施（点検リスト添付）

7. 試乗会の様子

- 走行中の写真



8. 走行結果及び、参加者のコメント・意見

好評意見：

①デザイン

- ・丸目が可愛いし、コンパクトで栄える（20 代女性）
- ・車のサイズは島での利用では最適

②走行性能

- ・坂道もスイスイ登る、島を走り回る観光客にも受け入れられる（60 代男性）
- ・予想以上に小回りが利いて、ビックリした（50 代男性）
- ・とにかく、パワフル

③乗り心地

- ・初めはゴツゴツすると感じたが、スピードが出ると安定した（40 代男性）

④欲しいかどうか

- ・ぜひ、公用車で導入して欲しい（20 代女性）
- ・ホテル宿泊客向けに導入したい（50 代男性）
- ・島のガソリン代は高い、EV のコストについての期待は大きい

⑤他

- ・ガソリンを入れに行かなくてよいという感覚に憧れる
- ・走行距離も島での利用では充分
- ・一晩で充電が終わるのは使い勝手よく魅力
- ・蓄電機能は便利（当日朝、島で停電あり）
- ・高齢者ドライバーにも扱い易いクルマ
- ・さらに自動運転へ期待する

懸案意見：

- ・エアコン性能
温暖な沖縄での必要性能は満足しているのか？

9. 総括と今後の展望

今回の久米島町における試乗会は、AIM EVM の認定後、初めての走行実証として実施され、地域住民をはじめとした多くの方々の協力のもと、円滑かつ安全に終了いたしました。試乗会本番は、2025 年 4 月 23 日に久米島町長をはじめとする町役場関係者、地元企業の皆様を対象に実施され、実際に運転していただくことで、EVM の登坂性能や取り回しの良さ、小回り性などについて高い評価を頂戴しました。

加えて、本番試乗会に先立ち 4 月 22 日および翌 24 日の 2 日間にわたり、弊社関係者による総走行距離 320km に及ぶ事前検証走行を実施いたしました。この検証では、久米島町内に想定されるあらゆる路面状況や環境下において走行試験を行い、その結果として一切

のトラブルや不具合が発生することなく、安定した走行性能が確認されました。

これらの成果を踏まえ、今後は久米島町全域への運行ルートの拡大を視野に入れるとともに、現在の伴走体制（先導車等）の見直し・簡略化についても検討を進めてまいります。また、沖縄本島における複数自治体での試乗会実施も予定しており、今後の展開にあたっては、現行の認定内容に対する調整・変更が必要となる可能性がございます。

つきましては、認定内容の拡大・変更にかかる対応につき、沖縄総合事務局様におかれましては、今後とも引き続きご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上













AIM EVM

島に住む人も、島を訪れる人も、
笑顔になれる Mobility

As part of our "AIM NEV (New Energy Vehicle) PROJECT"
we propose an "EV that is needed now"
developed as a super compact mobility vehicle that reflects the
opinions of the island regions and resort areas of Okinawa.
This vehicle is designed to enable the people of Okinawa to
live richly and bring smiles to their faces.



NE
XT



WHO
WE ARE.



モノづくりの各分野における
「技術力」を通じたエンジニアリングサービス

資料 5 - 3

会社名 エイム株式会社 (AIM Co., LTD.)

事業内容

設 立 1998年3月13日

本 社 愛知県名古屋市中村区
名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋25階

代表者 代表取締役社長 鈴木 幸典

従業員 440名

1. エンジニアリングサービス事業

- ・モノづくりの全領域におけるDX推進
- ・研究/量産開発における技術支援

2. 研究開発・実証実験事業

- ・ New Energy Vehicle (新エネルギー車)の開発
- ・カーボンニュートラルに向けたEV関連実証実験
- ・独自技術の閉鎖循環式陸上養殖設備の開発

私たちはエンジニアリングの力で、
輝く未来を創造する会社です。

Always looking one step ahead to the future listening to the voices of society and envisioning the happiness of people around the world we at AIM are pursuing the possibilities of engineering. Starting with our contributions to the automotive industry our challenges extend to the environment and the IT sector and there are no limits to AIM's endeavors. This has been AIM's unwavering stance since our founding. For a shining future, AIM's challenges will continue.



©2025 AIM Inc. All rights reserved.



島に住む人も、 島を訪れる人も、 笑顔になれるMobility

EVM

AIM, as an engineering company specializing in automotive development has been independently advancing the development of EV motors and EV platforms in anticipation of the arrival of the EV era. Through our ongoing interactions with the people of Okinawa since our founding we have strongly felt the necessity for dedicated mobility that matches the residents' lives in the islands and the top domestic resort areas. Over the past ten years, we have conducted various surveys and studies.

EVM

乗車定員
2名

最高速度
60km/h

航続距離
120^{1充電}km

超小型モビリティ認定取得（認定車）

AIM, as an engineering company specializing in automotive technology, has been independently advancing the development of EV platforms in anticipation of the arrival of the EV era. Through our ongoing interactions with the people of the islands, we have strongly felt the necessity for dedicated vehicles that can improve residents' lives in the islands and the tourism industry. Over the past ten years, we have completed the development of the EVM, a compact EV car that can be used in the islands.



©2025 AIM inc. All rights reserved.

AIM

Design 資料 5 - 3 デザイン

離島の文化と
人々の暮らしに
融和したデザイン



Performance 性能

島嶼部地域に適した
走行性能と災害時のバ
ックアップ給電機能



Price 価格

お求め安い価格を実現



島嶼地域の特徴

- 1日のアクティビティは短い
- 道幅が狭い
- 駐車スペースがない
- 坂道が多い
- 燃料費が高い

EVMが目指したもの

- 見て良い、乗って楽しい
- 島嶼地域に適した走行性能
- 高い品質
- 環境に優しい
- 安価

EVMのこだわり

- デザインのこだわり
- 走行性能のこだわり
- 品質のこだわり
- 価格へのこだわり

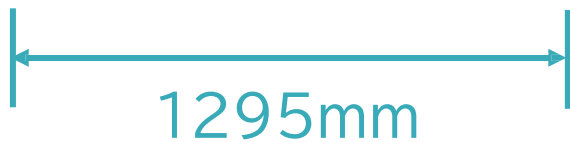
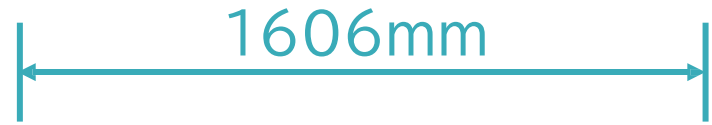
島に住む人も、島を訪れる人も、笑顔になれるMobility



ちょうどいい、だから使いやすい

資料 5 - 3

どこでも活躍できるコンパクトサイズ
日々の暮らしにちょうどいい新しい選択肢



快適さと親しみを感ずるインテリア

資料 5 - 3



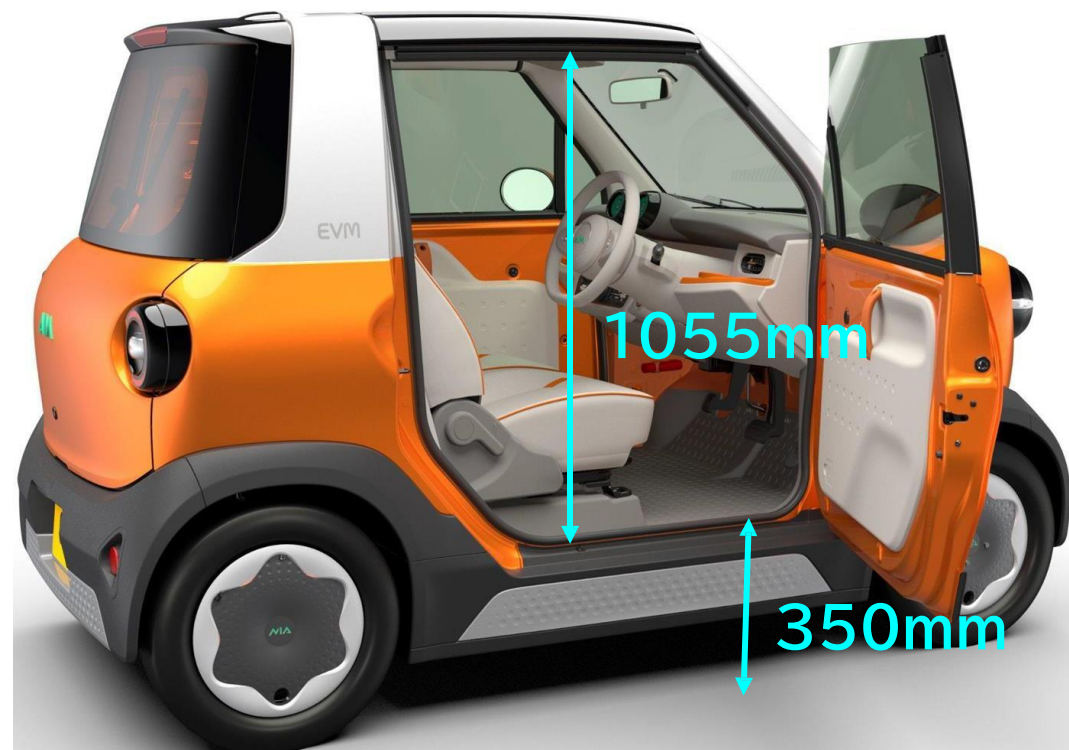
運転しやすい広い視界、親しみを感ずる2眼式メーターとステアリングホイールなど、使いやすさと品質を追求

エクテリアと合わせた明るいカラーコーディネートで、乗る人に爽やかさと心地よさを提供



小さくてもゆとりのある室内空間

資料 5 - 3

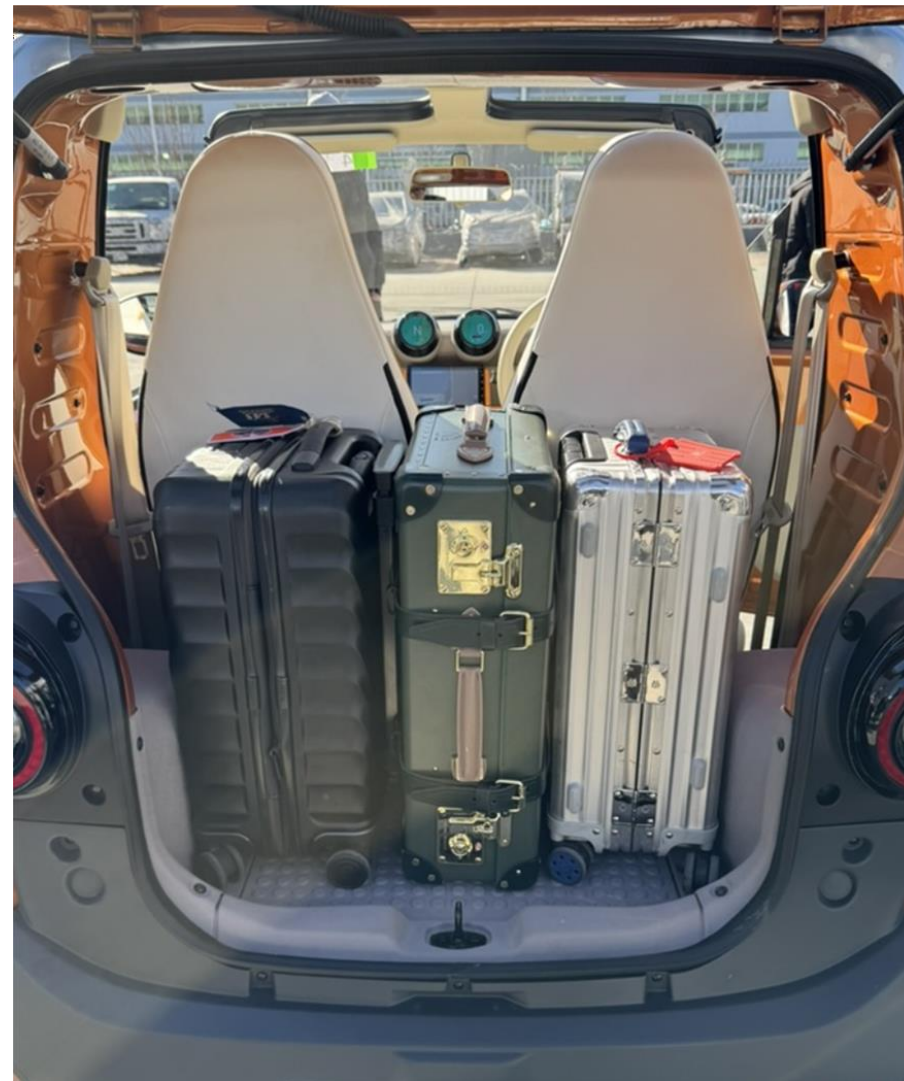


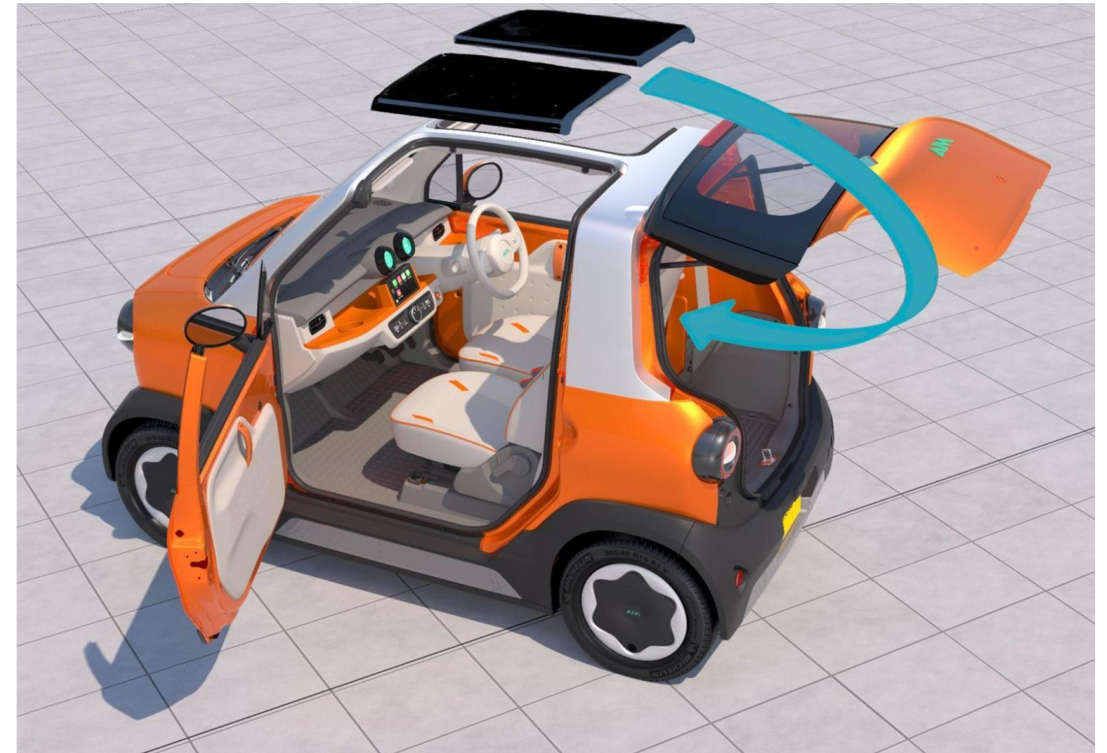
軽自動車よりもコンパクトなサイズながら、大人2人が
ゆったりと座れる快適な空間を実現
また、広い開口部は乗り降りもスムーズ

小さくてもゆとりのある室内空間



荷室は日常生活でもレジャーでも十分使える
スペースを確保





脱着式2分割ルーフ標準装備



専用カバーに入れて収納

効率的なバッテリー性能



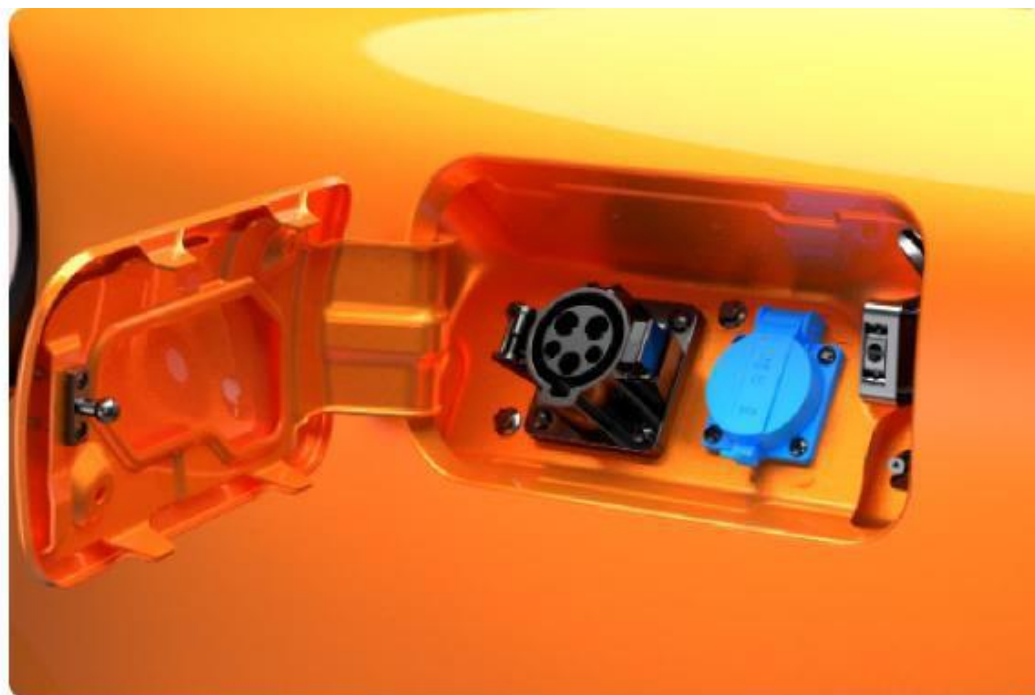
パワフルなモーター性能



狭い道でも楽々



乗車定員	2名	一充電走行距離	120km(WLTCモード)
荷室積載量	30kg	充電時間	5時間 (200V充電)
最高速度(制限)	60km/h	バッテリー総電力量	9.98kWh
坂道発進性能	最大角度14°	モーター定格出力	7kW
最小回転半径	3.5m	モーター最高出力	14kW(19.0PS)



外部給電ポートを標準装備
ブルー:100V/1500W給電(アース付タイプ)

家庭用家電製品 利用可能時間※

- ・電子レンジ (700W) :14時間
- ・冷蔵庫 (500W) :20時間
- ・テレビ (80W) :120時間
- ・扇風機 (30W) :330時間
- ・LED電球 (6.9W):1400時間
- ・スマートフォン充電:1000回分

※満充電時より単体での
利用を想定した理論時間



7インチモニター
Carplay/Android auto対応



2眼式液晶マルチメーター



USBポート
Type-A×1, Type-C×1



リアビューカメラ



ステアリングスイッチ
(ハンズフリー電話)

コンパクトでも、細部までこだわった充実装備

資料 5 - 3



ダイヤル式シフトセクター、
パワーウィンドウ、クーラー/ヒーター



水、汚れに強いラバーマット
(フロント、ラゲッジ)

沖縄の太陽と海と砂浜をイメージしたカラーバリエーション

資料 5 - 3

Orange



Blue



White



主要諸元表（1）

本仕様ならびに装備は予告なく変更することがあります。

車両型式				AIM EVM
重量	車両重量		kg	646
	車両総重量		kg	756
性能	最小回転半径		m	3.5
	交流電力量消費率	WLTC低速	Wh / km	76.2
		WLTC中速	Wh / km	79.7
	一充電走行距離	WLTCモード	km	120
寸法	全長 / 全幅 / 全高		mm	2,485 / 1,295 / 1,560
	ホイールベース		mm	1780
	トレッド	フロント/リヤ	mm	1,115 / 1,115
	最低地上高		mm	128
	室内長 / 室内幅 / 室内高		mm	1,270 / 1,099 / 1,136
乗車定員			名	2
電動機	種類			永久磁石型同期モーター
	定格出力		kW	7
	最高出力		kW (PS)	14 (19.0)
	最大トルク		N・m (kgf・m)	70 (7.1)

主要諸元表（2）

本仕様ならびに装備は予告なく変更することがあります。

動力用 主電池	種類		リン酸鉄リチウムイオンバッテリー
	電圧		3.2
	容量		52
	個数		60
	総電圧		96
	総電力量		9.98
走行装置 駆動方式	ステアリング		ラック&ピニオン
	サスペンション	フロント	ストラット式コイルスプリング(スタビライザー付)
		リヤ	ストラット式コイルスプリング
	ブレーキ	フロント	ディスク
		リヤ	リーディングトレーリング式ドラム
		差動方式	油圧・回生ブレーキ式
	タイヤ	フロント/リヤ	155/65R13
	ホイール	フロント/リヤ	4.5J × 13
	駆動方式		後輪駆動方式
	減速比		8.34

主要装備表（1）

本仕様ならびに装備は予告なく変更することがあります。

外装	足回り・メカニズム	ツートンカラー樹脂ホイールキャップ
		回生ブレーキシステム
	エクステリア	外板樹脂構造(ルーフ・バンパー・サイドフィニッシャー)
		左右二分割脱着式ルーフ(取外し時は荷室搭載)
		ツートンカラーフロントバンパー&リヤバンパー
		ツートンカラーボディーサイドフィニッシャー
		フード&充電ポート
内装	シート	PVC表皮
		運転席・助手席4ウェイマニュアルシート(前後スライド&リクライニング)
		シート一体式ヘッドレスト
		シートバックポケット(運転席・助手席)
	インテリア	ドアハーフトリム
		ダッシュパネルワイドトレイ
		カップホルダー(運転席・助手席)
		サンバイザー(運転席・助手席)
		ルームランプ
		フロントラバーマットフロア
		ラゲッジラバーマットフロア
		ラゲッジネット
		タイヤパンク修理キット

主要装備表（2）

本仕様ならびに装備は予告なく変更することがあります。

操作関連	計器盤	デジタル二眼メーター(車速/バッテリー残量/シフトポジション/ODO・TRIP/航続可能距離)
	操作系	2本スポークステアリングホイール(ウレタン)
		プッシュ式スタートシステム
		ダイヤル式シフトスイッチ(R:後退・N:ニュートラル・D:前進)
		ワイヤレスパワードアロック(運転席・助手席・バックドア)
		電動パワーステアリング(EPS)
		運転席・助手席パワーウインドウ
		真空ブレーキ倍力装置
		足踏み式パーキングブレーキ
		半ドアウォーニング
		バッテリー残量ウォーニング
		パーキングブレーキ引き忘れ・戻し忘れウォーニング
機能装備	空調	マニュアルクーラー&ヒーター
		開閉式レジスター(運転席・助手席各1個)
	ナビ・オーディオ	7インチモニターディスプレイシステム(Apple Carplay※1/Android auto※2 対応)
		2スピーカー(運転席/助手席)
	電源・給電	アクセサリコンセント
		充電用USB端子
		外部給電システム

※1 Apple CarPlayは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。※2 Android Autoは、米国およびその他の国で登録されたGoogle Inc.の商標です。

主要装備表（3）

本仕様ならびに装備は予告なく変更することがあります。

充電装備	充電付属装備	充電ケーブル(AC200V用)
		充電ケーブルアダプター(AC100V用)
	車両側充電装置	充電ポート(フロントフード部)
安全装備	視界	LEDプロジェクターヘッドランプ
		LEDデイトタイムランニングランプ
		LEDリアコンビネーションランプ(テールランプ&ストップランプ)
		LEDハイマウントストップランプ
		ウォッシャー付ワイパー(ダブルアーム式)
		リヤビューカメラ
		手動式防眩インナーミラー
	予防安全	アンチロックブレーキシステム(ABS)
		電子制御制動力配分システム(EBD)
		運転席・助手席シートベルト非着用警告灯+運転席警告音
		車両接近通報装置
		バックブザー
	衝突安全	運転席・助手席ELR付3点式シートベルト
		フロントウインドシールドガラス(合わせ)



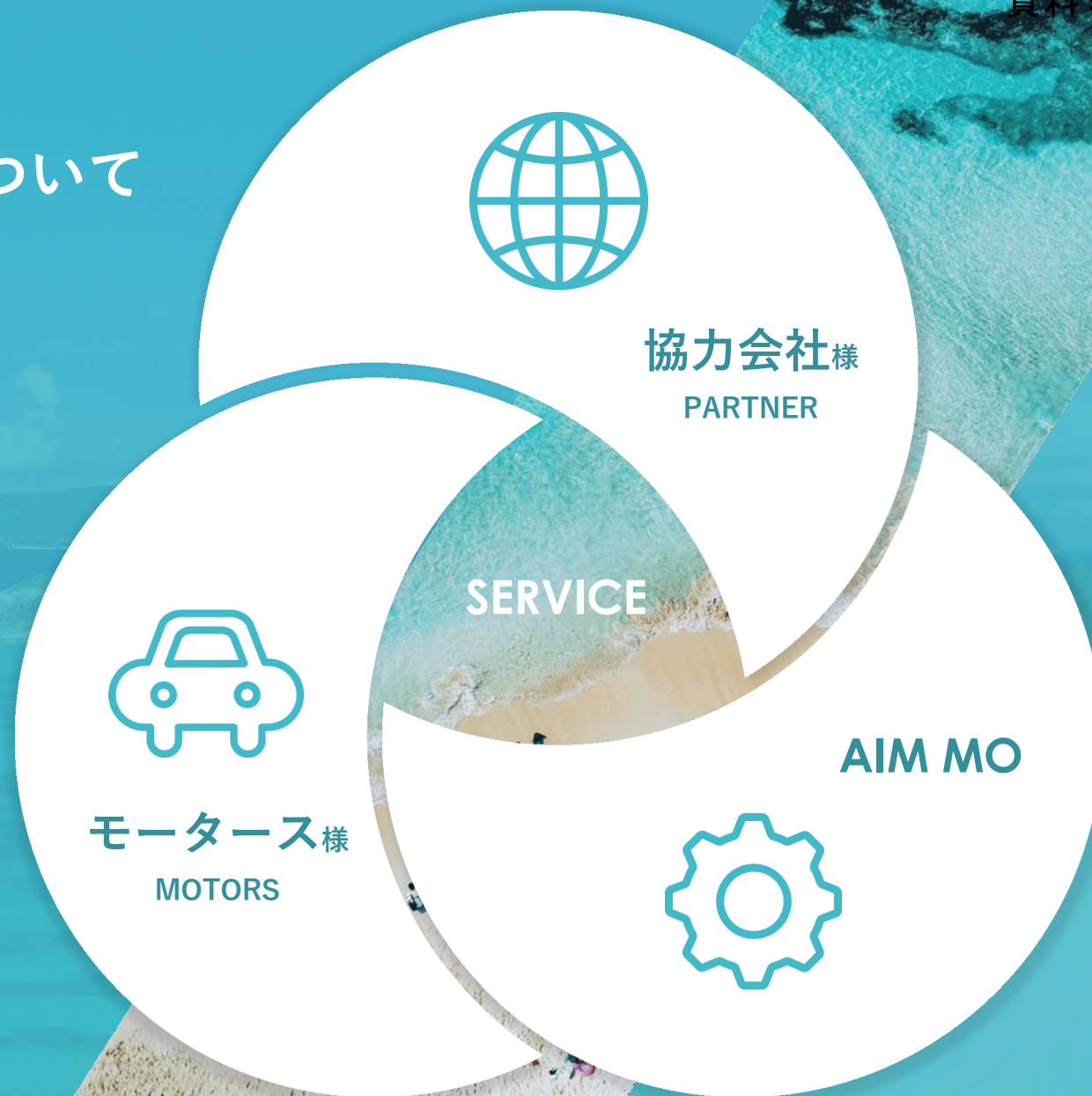
販売および サービス体制について

販売体制

各地域の協力会社様による
販売ネットワーク

サービス体制

各地域の協力会社様による
サービス網



EVM が目指す未来

島嶼向けモデルを日本全国、そして世界へ

Okinawa model to all over Japan and the world...

超小型モビリティ（認定車）取得

自治体・協力会社

サービス体制の構築



自動
運
転

島嶼部・過疎地域での

**AUTONOMOUS
DRIVING**

災害時の活用

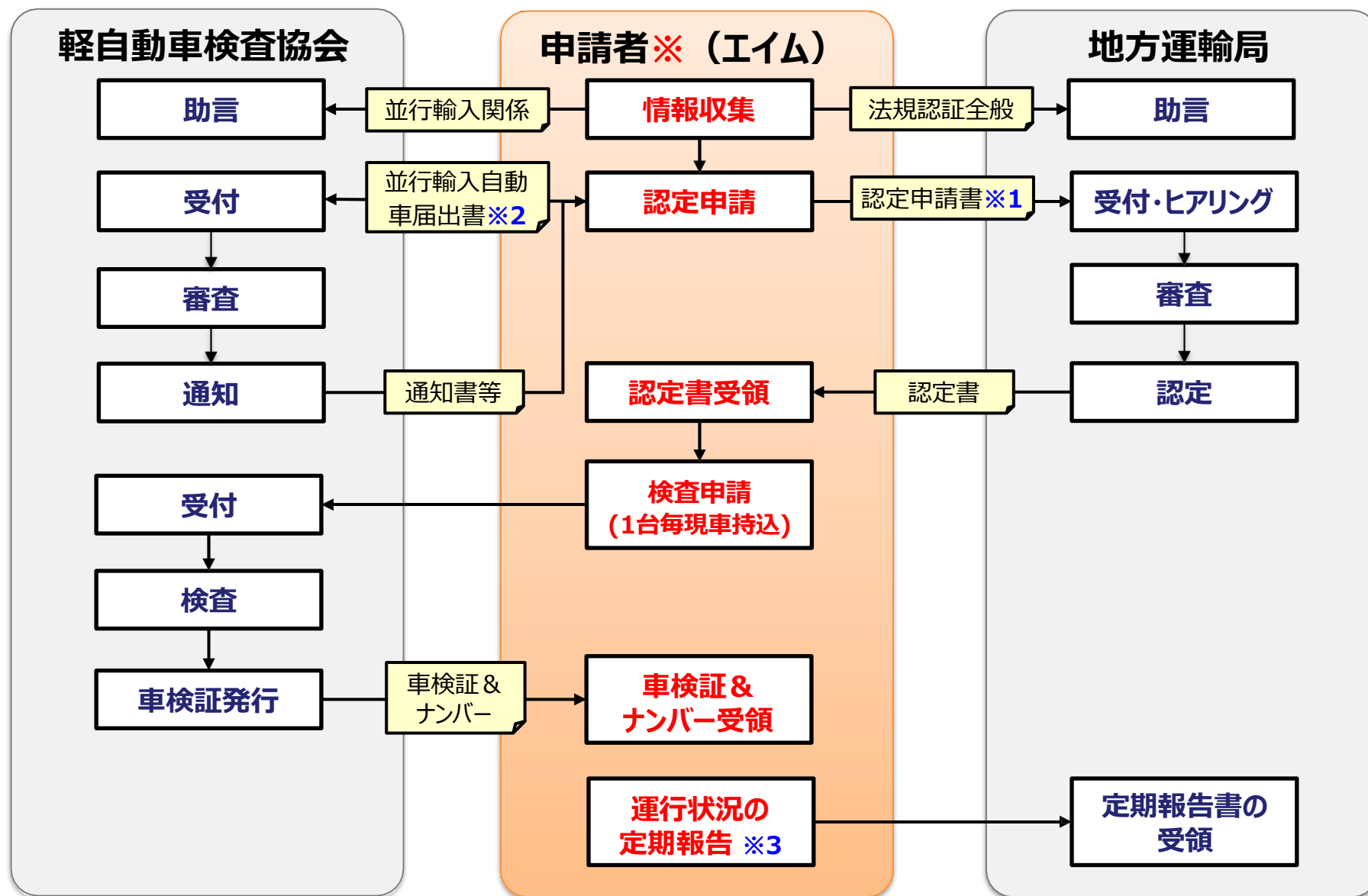
非常用電源になりうるEV

**EMERGENCY
POWER SUPPLY**

■ 認定規格は、軽自動車よりさらにコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる2名乗り車両「超小型モビリティ（認定車）」を選定

- 速度制限、運行可能道路制限を設ける代わりに、開発コスト負担が大きい車両試験のいくつかが免除され、かつ必要以上の運転支援機能を簡素化出来るため、車両価格も抑えられる。

	第一種原動機付自転車 (ミニカー)	軽自動車			普通乗用車 (小型自動車)
		超小型モビリティ (認定車)	超小型モビリティ (型式指定車)	軽自動車	
乗員	1名	2名以下	2名以下	4名以下	5～8名
最高速度制限	60km/h(道交法)	30km/h, 60km/h (認定自治体毎で設定)	60km/h(構造上)	構造上の制限なし	構造上の制限なし
定格出力制限	0.6kW以下 (原付50cc相当)	0.6kW～8.0kW (2輪車125cc相当)	出力制限なし	出力制限なし	出力制限なし
長さ	2.5m以下	3.4m以下	2.5m以下	3.4m以下	4.7m以下
幅	1.3m以下	1.48m以下	1.3m以下	1.48m以下	1.7m以下
高さ	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下
制約事項	高速道および自動車専用道は運行不可	・ 高速道および自動車専用道は運行不可 ・ 認定自治体指定の道路でのみ運行可	・ 高速道および自動車専用道は運行不可 ・ 全国の一般道を運行可	走行路の制限なし	



地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省では「地域公共交通確保維持改善事業」により、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援しています。

事業の概要

この事業は、大きく分けて以下の3つの内容で構成されています。

・地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）

バス交通や離島航路・航空路といった生活交通の確保維持を支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

・快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）

鉄道駅等のバリアフリー化、公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性向上などを支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画等策定の後押し（地域公共交通調査等事業）

地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定、

地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

＜東日本大震災被災地への支援＞

このほか、復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通の確保・維持を支援しています。

詳細は[こちら](#)からご覧下さい。

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

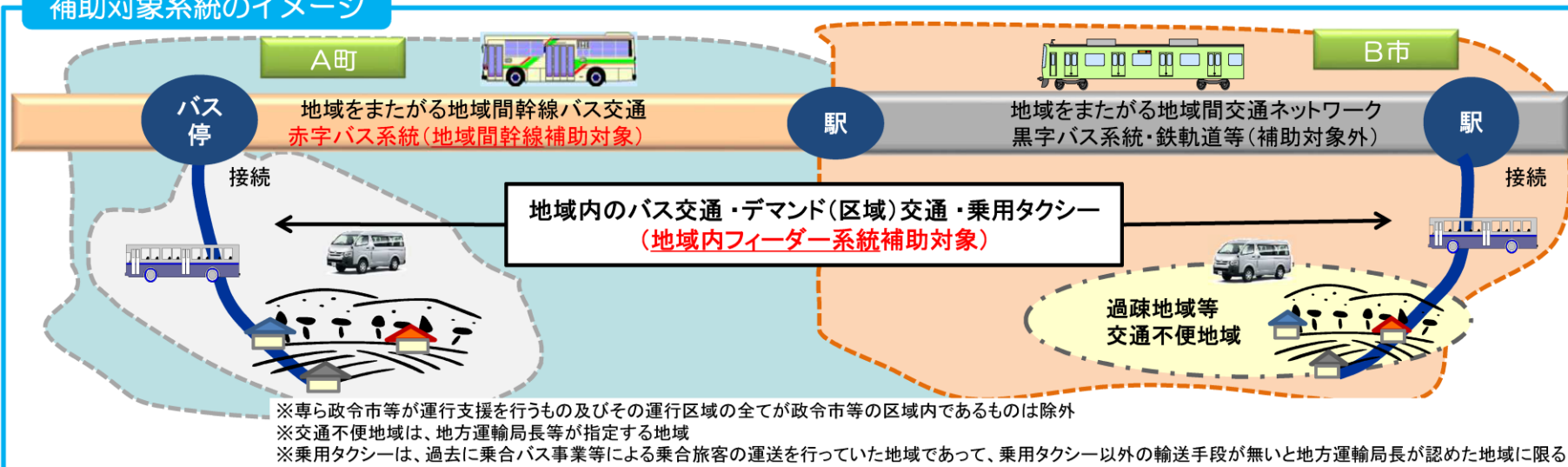


- 補助率
1/2以内

主な補助要件

- 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大島町地域公共交通活性化協議会
住 所 東京都大島町元町 1 丁目 1 番 14 号
代 表 者 氏 名 木中 孝次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

大島町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
大島町地域公共交通計画 32 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
大島町地域公共交通計画 32 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
大島町地域公共交通計画 33 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
大島町地域公共交通計画 35 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第 17 条第 1 項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和7年6月〇〇日

(名称) 大島町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東京都大島町は伊豆諸島の北端に位置している。周囲を海に囲まれており、本町と他地域を結ぶ主な移動手段は高速ジェット船及び大型客船である。高速ジェット船や大型客船は本町への来訪者が利用するだけでなく、町民が都心部の病院を受診する場合等にも利用しており、本町と他地域を結ぶ重要な地域間交通ネットワークである。

本町内を運行する路線バスの系統のうち、大島公園ラインと波浮港ラインは地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船に接続する交通手段であり、支線の役割を果たしている。また、大島公園ライン・波浮港ラインそれぞれの沿線には、買い物施設が立地する地区もある。本町内は大規模なショッピングセンター等がないため、買い物施設が立地する地区に路線バスでアクセスできることは町民の日常生活を支えるうえで極めて重要である。さらに本町北部に位置する大島高校への通学手段としても利用されている。

町民のほとんどが自家用車で移動しているが、高齢化の進行に伴い、免許証を返納し、自家用車を運転できなくなった町民も増加している。また、人口減少の進行や共働き世帯の増加により、自家用車を運転できなくなった高齢者を家族や知人が送迎することも困難となっている。そのため、特に高齢者の自由な移動を支える観点で大島公園ラインと波浮港ラインが果たす役割が大きく、生活に不可欠な路線である。

上記路線の運行に際し、本町の支援や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により、大島公園ラインと波浮港ラインを確保・維持することで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・大島公園ライン及び波浮港ラインの定期利用者数を急激な人口減少が進む中においても、現状の2.5万人/年で維持する。
 - ・大島公園ライン及び波浮港ラインの収支率を現状の38.2%から50.0%に改善する。
- (大島町地域公共交通計画 35頁参照)

(2) 事業の効果

大島公園ライン・波浮港ラインを維持することにより、免許証返納した高齢者や大島高校に通学する生徒の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、来島者にとっては、地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船と接続する交通手段が確保されることで町内での観光周遊活動の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、大島高校への登校時間帯の大島高校直通便の維持(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 37 頁参照) ・大島公園ラインにおいて、元町港・岡田港間の運行便の維持(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 39 頁参照) ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するためのキャッシュレス決済対応サービスの実証実験の継続実施(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 52 頁参照) ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するための GTFS-JP の継続的な情報更新(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 53 頁参照) ・来島者向けの分かりやすい情報発信の実施(大島観光協会、大島町) (大島町地域公共交通計画 55 頁参照) ・学校モビリティ・マネジメントの実施(大島町) (大島町地域公共交通計画 56 頁参照) ・町民向けの路線バス利用促進リーフレットの配布(大島町) (大島町地域公共交通計画 57 頁参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大島公園ライン・波浮港ラインについて、その運行に係る費用総額159,641千円のうち、大島町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支に関して、輸送実績等をもとに数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
・該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
・該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
・該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
・該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
・該当なし
(2) 事業の効果
・該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
・該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
・該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
・該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
・該当なし	
(2) 事業の効果	
・該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
・該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年12月10日(第7回)	令和6年度取組内容中間報告、令和7年度以降取組内容素案検討
令和7年3月28日(第8回)	令和6年度取組報告、令和7年度以降取組内容協議
令和7年5月12日(第9回)	大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正
19. 利用者等の意見の反映状況	
令和4年に実施した町民アンケートにおいて、免許証返納後の移動手段としてバスの存続を求める意見が多かったため、バス路線の維持・確保に重点をおいた。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東京都大島町 1-1-14

(所 属) 政策推進課

(氏 名) 小泉 龍太

(電 話) 04992-2-1444

(e-mail) c010001@town.tokyo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・ 9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
大島町	大島旅客自動車 （株）	(1) 波浮港ライン	元町港	野増	大島陸 上競技 場	往20.2km 復20.2km	365日	3467.5 回			路線定期 運行	②(1)	元町港・岡田港	②
	大島旅客自動車 （株）	(2) 大島公園ライン	元町港	岡田港	大島 公園	往14.7km 復14.7km	365日	3467.5 回			路線定期 運行	②(1)	元町港・岡田港	②
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大島町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	7,102
交通不便地域等	7,102

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,102	大島町全域	離島振興法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大島町地域公共交通計画	令和6年3月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

大島町地域公共交通計画推進業務委託
「交通空白」解消に向けた実証実験

実施計画書(案)

令和7年6月

大島町地域公共交通活性化協議会

目次

- 1 目的
- 2 概要
- 3 詳細
 - 3.1 運行期間
 - 3.2 運行区間及び停留所位置
 - 3.3 実施主体
 - 3.4 運賃
 - 3.5 車両の運用
 - 3.6 緊急時の対応

1. 目的

本実証実験では、路線バスの運転士不足の状況を踏まえた町内の路線バスネットワークの最適化のために、日中の利用が少ない「岡田港～大島公園」間について、路線バスの代替手段として乗合タクシーを運行し、実装課題や効果を検証することを目的とする。

2. 概要

実証実験の概要を以下の表に示す。

表 1 実証実験の概要

運行期間	令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 7 年 12 月 26 日(金)
運行区間	現行の「大島公園ライン」のうち、岡田港～大島公園
実施主体	事務局：大島町地域公共交通活性化協議会 運行主体：大島町タクシー協会

3. 詳細

3.1 運行期間

- ・運行期間は令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 7 年 12 月 26 日(金)とする。
 - ・利用の定着を図るため、概ね 1 ヶ月間の運行とする。
 - ・多客が想定される下記の期間を避けて運行期間を設定する。
 - ・観光繁忙期：7～10 月
 - ・スポーツ大会集中期：11 月
 - ・2025 全日本マスターズ選手権 個人タイムトライアル：11 月 1 日(土)
 - ・2025 東京都大島三原山ヒルクライム大会：11 月 2 日(日)
 - ・東京 2025 デフリンピック期間：11 月 14 日(金)～11 月 26 日(水)
- ※開会日は 11 月 15 日(土)、11 月 14 日(金)は大島町が会場となる協議の練習日

3.2 運行区間及び停留所位置

- ・運行区間は、現行の「大島公園ライン」のうち、岡田港～大島公園とする。
- ・停留所に関しては既存の路線バスのバス停を活用する。



出典：伊豆大島ナビ HP

図 1 運行区間



図 2 運行区間詳細

3.3 実施主体

- ・ 事務局は大島町地域公共交通活性化協議会が担当する。
- ・ 運行主体は大島町タクシー協会が担当する。

3.4 運賃

- ・ 運賃体系は現行のバスと同一とする。
- ・ 運賃の収受は、現金または PayPay でのみ行うものとする。
- ・ 乗り継ぎ割引は行わない。

【参考：乗継に関する考え方】

	概要	メリット・デメリット
乗継割引 あり	・ 路線バス・乗合タクシー乗車時に乗継チケットを配布する。 ・ 乗継チケットは乗り継いだ先の移動手段の降車時に運転士に提示する。 ・ 乗継利用の場合は、既存の路線バスの通し乗車運賃の差額分を降車時に収受する。	○利用者は現状と同運賃で利用可能 ○乗継利用の実態を把握可能 ×運賃収受作業が煩雑化 (乗車停留所の記録が必須 →乗継チケットに乗車停留所を記入する or 乗継チケットを停留所毎に設ける等)
乗継割引 なし	・ 乗継の場合に割引を実施しない。 例) 大島公園～元町港利用の場合、大島公園～岡田港分と岡田港～元町港分の運賃を収受 通し運賃：570 円 区間分け：370 円＋380 円＝750 円	○運賃収受作業が簡便 ×利用者の負担増 →利用者逸走の懸念

表 2 運賃体系

大人（中学生以上）	普通運賃
小児（小学生以上）	普通運賃の半額（端数は 10 円単位に四捨五入）
幼児（1 歳～6 歳未満）	普通運賃の半額（端数は 10 円単位に四捨五入） ※付き添い（6 歳以上）1 名につき 1 名無料
乳児（1 歳未満）	無料

380	250	240	200	大島公園
260	130	130	樺トンネル	
220	130	泉津		
200	秋の浜入口			
岡田港				

図 3 乗合タクシー運賃表

3.5 運行ダイヤ

- 岡田港 → 泉津 → 大島公園 行

停留所 便	岡田港	塚の本	岡田出張所前	秋の浜入口	泉津	樫トンネル	大島公園
4	11:11	11:12	11:14	11:17	11:18	11:20	11:24
5	11:51	11:52	11:54	11:57	11:58	12:00	12:04
6	13:01	13:02	13:04	13:07	13:08	13:10	13:14
7	13:51	13:52	13:54	13:57	13:58	14:00	14:04
8	14:57	14:58	15:00	15:03	15:04	15:06	15:10

- 大島公園 → 泉津 → 岡田港 行

停留所 便	大島公園	樫トンネル	泉津	秋の浜入口	岡田出張所前	岡田港
5	11:30	11:34	11:36	11:37	11:40	11:43
6	12:10	12:14	12:16	12:17	12:20	12:23
7	13:30	13:34	13:36	13:37	13:40	13:43
8	14:40	14:44	14:46	14:47	14:50	14:53
9	15:30	15:34	15:36	15:37	15:40	15:43

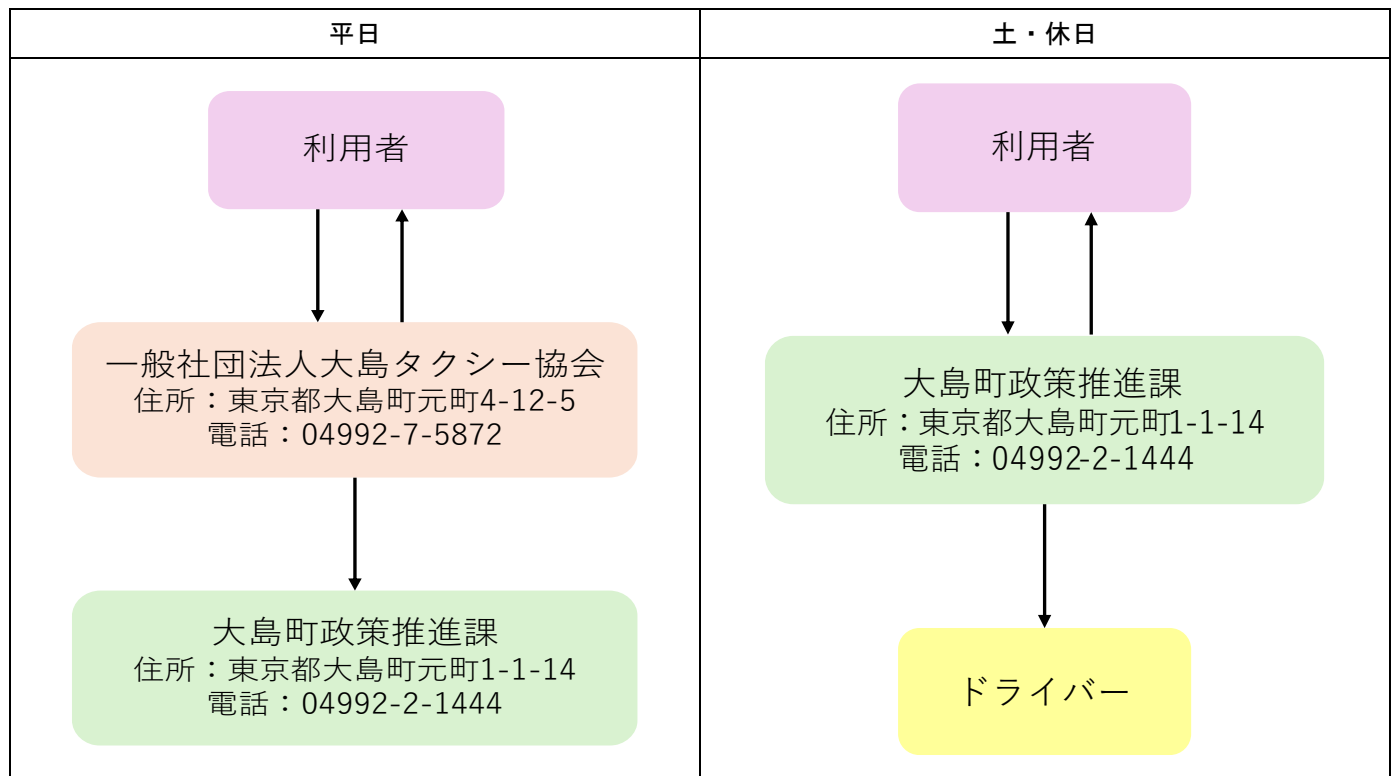
※便番は既存ダイヤ基準。既存ダイヤからの追加便を赤色で表示。

3.6 車両の運用

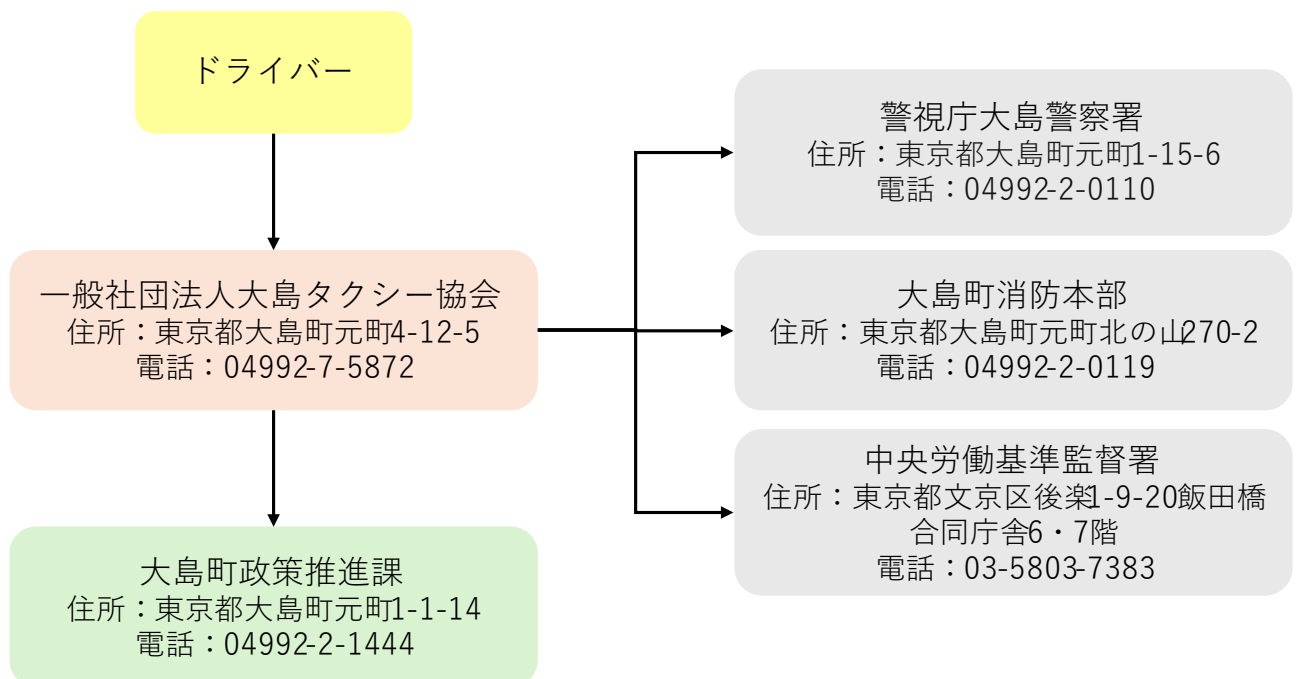
- ジャンボタクシー1台あるいはセダントイプタクシー2台で運行する。

3.7 緊急時の対応

3.7.1 通常の問合せ



3.7.2 事故等の発生時



3.7.3 災害時

